

入会・退会及び除名手続き等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)定款(以下「定款」という。)第7条、第9条及び第10条の規定に基づく入会、退会及び除名等の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(入会資格)

第2条 正会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たす者であることを要する。

- (1) 公安委員会の認定を受け、原則として認定後1年以上経過した警備業者で、大阪府下で1年以上営業している個人又は法人であること。
- (2) 警備業法等関係法令並びに定款及び諸規程を遵守できる者であること。
- (3) 労働保険及び健康保険等必要な保険に加入している者であること。
- (4) 暴力団等反社会的勢力との親交がなく、これらの者の威力を示し又は影響力を行使し若しくは支援を受けて他人の警備業務を妨害するおそれがないと認められる者であること。
- (5) 悪意を持って会員の業務を妨害したり、営業活動等に伴い顧客又は同業社に対し道義に反する不当要求行為を行うおそれがないと認められる者であること。
- (6) その他会員として適当であると認められる者であること。

2 賛助会員として入会しようとする者は、定款第3条及び第4条に賛助する者であること。

(入会手続)

第3条 正会員として入会しようとする者は、必要事項を記載した入会申込書(別記様式1の1)及び次の各号に掲げる書類を所在地の支部長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書の写し(法人のみ)
- (2) 会社の経歴書
- (3) 代表者の経歴書
- (4) 警備業法第5条第2項に規定する認定証の写し又は同法第9条に規定する営業所設置等届出書の写し
- (5) 労働保険成立届出書の写し
- (6) 健康保険、厚生年金保険の申請認可の写し
- (7) 誓約書(別記様式2の1)
- (8) 所在地支部会員(入会后1年以上の正会員に限る。ただし、理事を除く。)2名による推薦書2通(別記様式3)

2 前項により提出を受けた支部長は、他の支部長及び当協会暴力団等相談室長に入会の申し込みがあった事実を連絡し、他の支部長及び当協会暴力団等相談室長の意見を付して、入会の可否について支部役員会に諮り、その結果について意見書(別記様式4)を作成の上、前項により提出を受けた書類とともに会長に提出しなければならない。

3 賛助会員として入会しようとする者は、必要事項を記載した入会申込書(別記様式1の2)及び次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書の写し(法人のみ)
- (2) 会社の経歴書
- (3) 誓約書(別記様式2の2)

4 名誉会員として入会しようとする者は、経歴書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会長による入会審査等)

第4条 会長は、前条に定めるところにより会員として入会しようとする者の入会申込があった場合は、第2条に掲げる要件を満たす者であるか否か等について審査する。

2 審査の結果、会員として明らかに入会資格を満たしていないと認めるときは、入会を拒否することができる。

3 入会を拒否したときは、会長はその旨を入会申込者及び当該支部長に通知しなければならない。この場合、拒否した理由は、入会申込者に開示せず、提出された入会関係書類は返還するものとする。

4 入会を拒否した理由は、公表してはならない。

(理事会の承認)

第5条 会長は、入会の可否について、理事会の審議が必要と判断したときは、理事会に諮るものとする。

(通知)

第6条 会長は、理事会の審議結果について、入会申込者及び当該支部長に通知しなければならない。

2 入会を拒否した場合は、入会申込者にその理由を開示及び公表しないこととし、入会関係書類を返還するものとする。

(変更届)

第7条 正会員は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、14日以内に変更届(別記様式5の1)により会長(事務局)に届け出る。

- (1) 会社名
- (2) 認定番号
- (3) 会社の所在地及び郵便番号
- (4) 代表者名
- (5) 資本金
- (6) 電話番号、FAX番号及びメールアドレス

2 賛助会員は前項第2号及び第5号を除く各号に掲げる事項に変更があった場合は、14日以内に変更届(別記様式5の2)により会長に届け出る。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会できるものとし、退会しようとする場合は、退会届(別記様式6)を会長に提出する。

(退会勧告)

第9条 会長は、会員が次の各号に掲げる事由の一に該当し、定款第10条の除名事由にあたりと認められる場合は、理事会に諮り承認を得て退会勧告をする。

- (1) 警備業法第49条の規定により、大阪府公安委員会から**1月を超える**営業停止処分を受けた者。
- (2) 警備業法及び関係諸法令に違反し、本会の名誉を毀損したと認められる者。
- (3) 暴力団等反社会的勢力との親交があり、その威力を示し又は影響力を行使し若しくは支援を受けて他人の警備業務を妨害していることが明らかであると認められる者。
- (4) 悪意を持って他の会員の業務を妨害したり、営業活動等に伴い顧客又は同業社に対し道義に反する不当要求行為を行っているとして認められる者。

(5) 本会の役員選挙に関し、公正を疑われる不当な行為を行ったと認められる者。

(6) 定款第 10 条に定める除名事由に該当する事実があると認められる者。

2 会長は、前項の措置を決定するにあたっては、理事会に対象会員及び関係当事者の出席を求め、その弁明、意見を聴く等、事実の確認及び公正な措置に配慮しなければならない。

(除名手続)

第 10 条 会長は、会員が前条の退会勧告を受けてそれに応じないときは、理事会に諮り、定款第 10 条に定める除名の措置をとる。

2 会長は、定款第 10 条に基づき会員を除名する場合は、除名年月日及び除名理由を記載した文書を交付して行う。

(再入会)

第 11 条 本会を退会した後再入会しようとする者は、次の各号に掲げる事由ひとつに該当する場合は、入会できない。

(1) 任意に退会した後 1 年を経過していない者

(2) 会費未納により会員の資格を喪失した後 2 年を経過していない者

(3) 退会勧告を受けて退会した後 3 年を経過していない者

(4) 除名された後 5 年を経過していない者

(5) 警備業法又は探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の処分年月日後 3 年を経過していない者

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 企業モラルの推進に関する規程第 5 条、第 6 条に基づき定款第 9 条に定める除名処分の措置をとる場合は、当分の間、本規程第 8 条以下を準用する。

3 この規定の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

4 この規程の一部を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

5 この規程の一部を改正し、平成 28 年 8 月 23 日から実施する。